

事業名	高等学校生徒等経済的支援事業費	部局	教育委員会	課・室	高校教育課
		実施期間	S55 ~	E-mail	koko@pref.nagano.lg.jp

しあわせ信州創造プラン(総合5か年計画)

プロジェクト	8 教育再生プロジェクト
施策の総合的展開	7-1 子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばす学校教育の充実 2 信州に根ざし世界に通じる人材の育成 5 すべての子どもの学びを保障する支援

### 1 事業の概要

現状 (予算編成時)	○意欲や能力が高いにも関わらず、経済的に深刻な課題を抱える生徒は進学を諦めてしまう等教育の機会均等を得られない場合がある。 ○安心して教育を受けるために、高等学校等修学費用の経済的負担を軽減する必要がある、継続的な支援が求められている。	29年度 決算額	5,227,998 千円
目指す姿	○経済的な課題を抱える生徒も安心して教育を受けられるよう、修学費用の負担軽減を図る施策を継続的に実施し、もって教育の機会均等に寄与する。 (主な実施内容:高等学校等就学支援金の支給、奨学給付金の支給、県内大学進学のための入学金等の給付、奨学資金貸付金の貸与など)	職員数	3.10 人

事業 コスト	区分(単位:千円)					指標及びその達成状況						
	27年度	28年度	29年度	30年度		No	成果指標	27年度	28年度	29年度		
予算額	前年度繰越	0	0	0						目標値	成果	達成状況
	当初予算	3,749,417	5,342,963	5,397,708	5,157,726							
	補正予算	-91,169	-70,766	-169,710								
	合計(A)	3,658,248	5,272,197	5,227,998	5,157,726	①	就学支援金・学び直し支援金支給対象者への支給	100%	100%	100%	100%	達成
Aの 財源	一般財源	209477	354370	363,083	376,128							
	県債	0	0	0	0							
	国庫支出金	3251842	4789775	4,730,063	4,637,283	②	奨学給付金支給対象者への支給	100%	100%	100%	100%	達成
	その他	196,929	182,797	134,852	144,315	③	県内大学入学金等給付事業対象者への給付	100%	100%	100%	100%	達成
決算額(B)	3,649,908	5,265,043	5,216,013									
概算 人件 費	職員数(人)	3.1	3.1	3.10	2.60							
	概算人件費(C)	25,656	24,533	25,116	21,065							
概算事業費(B(A)+C)	3,675,564	5,289,576	5,241,129	5,178,791								

成果指標 設定理由	①②③教育の機会均等に寄与するため、各事業の対象となる希望者への支給(給付)実績率を設定。
--------------	---

目標に対する 成果の状況	各事業の対象となる希望者に対し奨学金等を貸与及び給付した。
-----------------	-------------------------------

### 2 今後の事業の方向性

今後、事業を どのようにし ていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施	
	課題	今後の方向性
	・意欲や能力が高いにも関わらず、経済的に深刻な課題を抱える生徒は進学を諦めてしまう等教育の機会均等を得られない場合がある。 ・安心して教育を受けるために、高等学校等修学費用の経済的負担を軽減する必要がある、継続的な支援が求められている。	経済的な課題を抱える生徒も安心して教育を受けられるよう、修学費用の負担軽減を図る施策を継続的に実施し、もって教育の機会均等に寄与する。

### 3 事業を構成する細事業の内容

(単位:千円)

No	プロジェクト No	細事業名	29年度 実施内容(実績)	職員数 (人)	29年度		30年度 (当初)
					(当初)	(決算)	
1		高等学校等就学支援金交付事業費	就学支援金の支給(1)支給要件:保護者等の市町村住民税所得割額の合算で304,200円(年収910万円程度)未満の世帯の者(2)支給金額:授業料相当額(全日制:月額9,900円以内、定時制:2,700円以内等)	0.85	4,644,182	4,551,823	4,453,498
2		高等学校奨学金等貸与事業費	向上心を有しながら、経済的理由により修学が困難である高等学校等の在学者の修学の奨励及び通学費等の負担軽減を図る。【月額】(1)定通奨励金:14,000円(卒業で免除)	0.20	20,709	14,243	19,151
3	8-5-3	高校生等奨学給付金給付事業費	奨学給付金の支給(1)支給要件:国公立高等学校に在学する生徒の保護者等のうち、長野県内在住で非課税世帯の者(2)支給金額:年額129,700円以内(教材費、学用品費、修学旅行費等相当額)	0.60	582,514	515,684	545,295

No	プロジェクト No	細事業名	29年度 実施内容(実績)	職員数 (人)	29年度		30年度 (当初)
					(当初)	(決算)	
4	8-5-3	県内大学進学のための入学金等給付事業費	市町村民税所得割額が非課税世帯の者30人程度に上限30万円(入学金等の合計額が30万円に満たない場合は実費相当額)を給付	0.50	7,500	6,638	0
5		高校生の学び直し支援事業費	学び直し支援金の支給(1)支給要件:高等学校等を中途退学している生徒で、保護者等の市町村民税所得割額が合算で304,200円(年収910万円程度)未満の世帯の者(2)支給金額:授業料相当額(全日制:月額9,900円以内、定時制:月額2,700円以内、通信制:月額520円以内)	0.10	1,710	807	2,020
6		高等学校等奨学資金貸付金(特別会計)	向上心を有しながら、経済的理由により修学が困難である高等学校等の在学者で、貸与要件に該当した申請者に奨学金または遠距離通学費を貸与する。【月額】(1)奨学金:公立18,000円、私立30,000円(2)遠距離通学費:通学費等の10分の7	0.85	141,093	126,818	137,762
<b>合計</b>				<b>3.10</b>	<b>5,397,708</b>	<b>5,216,013</b>	<b>5,157,726</b>

事業改善シート附表

事業番号 15 03 02	事業名 高等学校生徒等経済的支援事業費	実施方法		29年度 実施内容(予定)	29年度 実施内容(実績)	29年度 実施 状況	教育委員会		課・室 高校教育課			総合5か年計画プロジェクト 県民協働事業改善					備考 (H28事業 番号)	
		項目	交付金				27年度	28年度	要求 (千円)	当 初 (千円)	補正 (千円)	決算 (千円)	番号	施策の 総合的 展開	予算 (千円)	実施 年度		主な点検 区分結果
1	高等学校等就学支援金交付事業費	就学支援金の支給	交付金	就学支援金の支給(1)支給要件:保護者等の市町村民税所得割額の合算で304,200円(年収910万円程度)未満の世帯の者(2)支給金額:授業料相当額(全日制:月額9,900円以内、定時制:2,700円以内等)	就学支援金の支給(1)支給要件:保護者等の市町村民税所得割額の合算で304,200円(年収910万円程度)未満の世帯の者(2)支給金額:授業料相当額(全日制:月額9,900円以内、定時制:2,700円以内等)	計画通り ○	3,180,441	4,620,954	4,644,182	4,644,182	-88,000	4,551,823		7-1,5				15-03-07
2	高等学校奨学金等貸与事業費	高等学校奨学金等の貸与	貸付金	向上心を有しながら、経済的理由により修学が困難である高等学校等の在学者の修学の奨励及び通学費等の負担軽減を図る。【月額】(1)定通奨励金:14,000円(卒業で免除)	向上心を有しながら、経済的理由により修学が困難である高等学校等の在学者の修学の奨励及び通学費等の負担軽減を図る。【月額】(1)定通奨励金:14,000円(卒業で免除)	計画通り ○	23,156	21,752	20,709	20,709	-4,364	14,243		7-1,5				15-03-08
3	高校生等奨学給付金給付事業費	奨学給付金の給付	直接	奨学給付金の支給(1)支給要件:国公立高等学校に在学する生徒の保護者等のうち、長野県内在住で非課税世帯の者(2)支給金額:年額129,700円以内(教材費、学用品費、修学旅行費等相当額)	奨学給付金の支給(1)支給要件:国公立高等学校に在学する生徒の保護者等のうち、長野県内在住で非課税世帯の者(2)支給金額:年額129,700円以内(教材費、学用品費、修学旅行費等相当額)	計画通り ○	310,180	503,603	722,452	582,514	-66,000	515,684	8-5-3	7-1,5	516,514			15-03-09
4	県内大学進学のための入学金等給付事業	入学金等の給付	直接	市町村民税所得割額が非課税世帯の者30人程度に上限30万円(入学金等の合計額が30万円に満たない場合は実費相当額)を給付	要件を満たした27人に上限30万円(入学金等の合計額が30万円に満たない場合は実費相当額)を給付	計画通り ○	7,500	7,500	7,500	7,500		6,638	8-5-3	7-1,2	7,500			15-03-10
5	高校生の学び直し支援事業費	学び直し支援金の支給	交付金	学び直し支援金の支給(1)支給要件:高等学校等を中途退学している生徒で、保護者等の市町村民税所得割額が合算で304,200円(年収910万円程度)未満の世帯の者(2)支給金額:授業料相当額(全日制:月額9,900円以内、定時制:月額2,700円以内、通信制:月額520円以内)	学び直し支援金の支給(1)支給要件:高等学校等を中途退学している生徒で、保護者等の市町村民税所得割額が合算で304,200円(年収910万円程度)未満の世帯の者(2)支給金額:授業料相当額(全日制:月額9,900円以内、定時制:月額2,700円以内、通信制:月額520円以内)	計画通り ○	551	954	1,710	1,710		807		7-1,5				15-03-11
6	高等学校等奨学資金貸付金(特別会計)	高等学校等奨学金等の貸付	貸付金	向上心を有しながら、経済的理由により修学が困難である高等学校等の在学者で、貸与要件に該当した申請者に奨学金または遠距離通学費を貸与する。【月額】(1)奨学金:公立18,000円、私立30,000円(2)遠距離通学費:通学費等の10分の7	向上心を有しながら、経済的理由により修学が困難である高等学校等の在学者で、貸与要件に該当した申請者に奨学金または遠距離通学費を貸与する。【月額】(1)奨学金:公立18,000円、私立30,000円(2)遠距離通学費:通学費等の10分の7	計画通り ○	227,589	188,200	141,093	141,093	-11,346	126,818		7-1,5				15-03-15
合 計								3,749,417	5,342,963	5,537,646	5,397,708	-169,710	5,216,013			524,014		